

議員提出第5号議案

大阪府議会定例会の回数に関する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年3月17日

大阪府議会議長 森 和 臣 様

提出者

大阪府議会議員 杉江友介 肥後洋一郎
原田亮

賛成者

大阪府議会議員	魚森ゴータロー	坂上敏也
	笹川理	おきた浩之
	植田正裕	牛尾治朗
	岡沢龍一	前田洋輔
	加治木一彦	藤村昌隆
	西野修平	塩川憲史

議員提出第5号議案

大阪府議会定例会の回数に関する条例一部改正の件

大阪府議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例

一大阪府議会定例会の回数に関する条例（昭和三十一年大阪府条例第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
大阪府議会定例会は、年四回とする。	大阪府議会定例会は、年三回とする。

附 則

この条例は、令和五年四月三十日から施行する。

提 案 理 由

府政の諸課題についての調査研究や議案を立案する上で、議員にとって政務活動は極めて重要である。このため議会活動と政務活動のバランスを考慮しつつ、府民の多様な意見を府政に適切に反映できるよう、現行条例の一部を改正するものである。